

住民監査請求監査結果

第1 請求の受理

1 請求人

住所 職業 氏名 省 略

2 請求書の提出日

請求書の提出日は、平成 26 年 8 月 1 日である。

3 請求の内容

請求人提出の住民監査請求申立書により請求人が主張する請求（以下「本件請求」という。）の要旨は次のとおりである。

中村時広元市長は、松山市市坪西町の松山中央公園内の松山市所有の土地約 1 万坪を愛媛県に武道館敷地として無償で貸付を行い、松山市に損害を与えている。

無償貸付の根拠は、松山市都市公園条例第 16 条の使用料の減免規定であると市は言っているが、この減免規定は坊っちゃんスタジアムやテニスコート等の使用料についての規定である。従って、武道館の敷地の無償貸付は違法な財産の処分であり、松山市に損害を与えている平成 12 年から約 14 年間の土地貸付料、16 億 5 千万円を中村時広元市長に請求するよう求める。

事実を証する書面

- ・松山中央公園施設設置許可申請について（愛媛県武道館の設置）の起案文書
- ・公園施設設置許可申請書（平成 12 年 10 月 4 日付）
- ・公園使用料減免申請書（平成 12 年 10 月 4 日付）
- ・公園施設設置許可書（平成 12 年 10 月 4 日付）
- ・公園施設設置許可書（平成 17 年 3 月 28 日付）
- ・公園施設設置許可書（平成 22 年 3 月 18 日付）
- ・松山市都市公園条例
- ・松山市の賃貸土地の賃料のインターネットのサイトからプリントアウトした資料

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条の所定の要件を備えているものと認め、平成 26 年 8 月 11 日付で受理した。

なお、請求人は、「違法に松山市の財産を処分して松山市に損害を与えています。」と主張しているが、財産の「処分」とは、「売却、交換、贈与等財産について権利を移転することのほか、消費、廃棄等の事実上の変更を加えることをいう。」（逐条地方自治法）とされており、公園用地を武道館施設の敷地として使用させ、その使用料を免除する等の行為はこれに当たらないことは明らかである。

一方、財産の「管理」については、「財産の移転又は消滅を生ずることなくその性質を変更しない範囲内において使用する」場合とされており、本件請求はこれに該当することから、地方自治法第 242 条第 1 項に規定されている財産の「管理」に関する監査請求と解して受理したものである。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容、陳述及び請求の要件審査の結果を総合的に勘案して、事実関係の確認事項及び判断の着眼点を次のとおりとした。

事実関係の確認事項

- (1) 公園施設設置許可や使用料免除の根拠法令及び根拠条例等
 - ・都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
 - ・松山市都市公園条例（昭和 37 年条例第 40 号）
 - ・松山中央公園体育施設条例（平成 11 年条例第 26 号）
- (2) 武道館を設置することとなった経緯に関する書類
 - ・松山中央公園建設特別委員会記録の写し
平成 11 年 10 月 22 日、平成 11 年 12 月 20 日、平成 12 年 1 月 20 日、平成 12 年 3 月 14 日
 - ・松山市議会議事録抜粋（松山市議会会議録検索システムより抜粋）
平成 11 年 12 月 22 日、平成 12 年 3 月 8 日、平成 12 年 3 月 16 日、平成 13 年 3 月 12 日
 - ・新聞記事の写し 平成 11 年 10 月 23 日
- (3) 公益性を検証するための関係書類
 - ・松山中央公園内各施設の年度毎利用人数（直近 5 年度分）
 - ・その他愛媛県武道館関係資料（愛媛県 HP 等より）
- (4) 公園施設設置許可及び使用料免除の手続きに関する書類
 - ・公園施設設置許可書（平成 12 年 10 月 4 日付）
 - ・公園施設設置許可書（平成 15 年 10 月 1 日付）
 - ・公園施設設置許可書・公園施設管理許可書（平成 17 年 3 月 28 日付）
 - ・公園施設設置許可書 [追加]（平成 20 年 10 月 20 日付）
 - ・公園施設設置許可書・公園施設管理許可書（平成 22 年 3 月 18 日付）

なお、現在の武道館施設の設置許可は平成 22 年の許可に基づくものであり、それ以前の許可については、すでに設置許可期間が終了してから 1 年以上が経過しており、本来、地方自治法第 242 条第 2 項の規定により監査請求の対象とはならないものである。しかし、現在の許可が平成 12 年から継続しており、無償での設置許可を認めるに至った状況を明らかにするためには、武道館建設以前からの経緯を調査する必要があると考え、平成 12 年の許可時にさかのぼって監査を行うこととした。

判断の着眼点

武道館についての公園施設の設置許可にあたって、使用料を免除することは適法か、また、妥当な判断のもと適正な手続きで行われたか。

- (1) 松山市都市公園条例第 16 条の規定は、請求人の主張するように坊っちゃんスタジアムやテニスコートなど有料公園施設の使用料免除のみに関する規定か。
- (2) 愛媛県に対し武道館設置を許可し、使用料を免除することに公益性など合理的な理由は認められるか。
- (3) 公園施設設置許可及び使用料免除の手続きは、法令の規定に基づき適正に行われているか。

2 監査対象部課

総合政策部文化・スポーツ振興課を監査対象とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 26 年 8 月 19 日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人が請求事項について陳述を行った。

なお、新たな証拠書類として、「都市公園法」が提出された。

4 関係職員陳述

平成 26 年 9 月 1 日に関係職員陳述を行った。出席の関係職員は次のとおりである。

総合政策部長、文化・スポーツ振興課 文化・スポーツ施設担当課長、同課主査

第 3 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項の内容に関して、次の事項を確認した。

- (1) 公園施設設置許可及び使用料免除に係る法令等

都市公園法等の関係条文は次のとおりである。(関係部分のみ抽出)

●都市公園法

(都市公園の管理)

第 2 条の 3 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が行う。

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第 5 条 第 2 条の 3 の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。

- 一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの
 - 二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの
 - 3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、10 年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。
(都市公園の占用の許可)
- 第 6 条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。
 - 3 第 1 項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める軽易なものであるときは、この限りでない。
 - 4 第 1 項の規定による都市公園の占用の期間は、10 年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

●松山市都市公園条例

(行為の制限)

- 第 4 条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長に許可申請書を提出して、その許可を受けなければならない。
- (1) 行商、募金、その他これに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真または映画を撮影すること。
 - (3) 興行を行なうこと。
 - (4) 競技会、展示会、博覧会、音楽会、撮影会その他これらに類する催しのため、都市公園の全部または一部を独占して利用すること。
 - (5) はり紙もしくははり札をし、または広告を表示すること。
 - (6) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、またはとめおくこと。
- 2 第 1 項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

(使用料)

- 第 14 条 法第 5 条第 1 項の許可を受けた者は、別表第 2 に掲げる額の使用料を納入しなければならない。
- 2 法第 6 条第 1 項もしくは同条第 3 項または第 4 条第 1 項もしくは同条第 2 項の許可を受けた者は別表第 3 に掲げる額の使用料を納入しなければならない。ただし、電柱その他の物件を設置する目的で使用するとき、松山市道路占用料徴収条例（昭和 28

年条例第 51 号) 別表の規定を適用して徴収する。

3 有料公園施設を利用しようとする者の使用料については、別に条例で定める。

4 都市公園の器具使用料については、規則で定める。

5 使用料の徴収については、市長が別に定める。

(使用料の還付)

第 15 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、許可を受けて、使用または行為をしようとする者が自己の責に帰することができない理由によつてその使用または行為ができなくなつた場合、市の都合で許可を取り消した場合およびその他市長が正当な理由があると認めた場合に限り使用料の全部または一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第 16 条 市長は、公益上その他必要と認める理由がある場合は、使用者の申請により、使用料の全部または一部を免除することができる。

●松山中央公園体育施設条例

(使用料)

第 5 条 体育施設等を使用する者は、別表第 1 から別表第 13 までに定める使用料を市に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 6 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条に定める使用料を減免することができる。

別表第 1

1 松山中央公園野球場使用料

区分			利用単位	料金	追加料金 (1 時間)
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	児童・生徒	4 時間	4,200 円	1,050 円
		その他	4 時間	8,400 円	2,100 円
	その他の場合		4 時間	84,000 円	21,000 円
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	児童・生徒	1 日	最高入場料金の 50 倍 (最低額 12,600 円)	
		その他	1 日	最高入場料金の 100 倍 (最低額 25,200 円)	
	その他の場合		1 日	最高入場料金の 300 倍 (最低額 252,000 円)	

別表第 4

1 松山中央公園サブ野球場使用料

区分			利用単位	料金	追加料金 (1 時間)
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する	児童・生徒	4 時間	3,360 円	840 円
		その他	4 時間	6,720 円	1,680 円
	その他の場合		4 時間	67,200 円	16,800 円
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する	児童・生徒	1 日	最高入場料金の 20 倍 (最低額 10,080 円)	
		その他	1 日	最高入場料金の 20 倍 (最低額 20,160 円)	
	その他の場合		1 日	最高入場料金の 20 倍 (最低額 201,600 円)	

別表第 8

1 松山中央公園運動広場・テニスコート使用料

区分			利用単位	料金	追加料金 (1 時間)	
運動広場	全面利用	アマチュアスポーツに使用する	児童・生徒	4 時間	5,040 円	1,260 円
			その他	4 時間	6,300 円	1,580 円
		その他の場合		4 時間	63,000 円	15,750 円
	半面利用	アマチュアスポーツに使用する	児童・生徒	4 時間	2,520 円	630 円
			その他	4 時間	3,150 円	790 円
		その他の場合		4 時間	31,500 円	7,780 円
テニスコート	アマチュアスポーツに使用する	児童・生徒	1 面・2 時間	740 円	370 円	
		その他	1 面・2 時間	1,050 円	530 円	
	その他の場合		1 面・2 時間	10,500 円	5,250 円	

(2) 武道館設置と使用料免除の経緯

1) 松山中央公園内に武道館を設置することとなった経緯について

- ① 松山中央公園については、平成 5 年 3 月に城山公園内の市有スポーツ施設を同公園内に移転して整備することが決定された後、平成 6 年 9 月に基本構想が策定され、続いて平成 7 年 12 月に基本計画が取りまとめられた。この中で野球場、多目的競技場、プール、センター棟、テニスコート、サブ球場、運動広場等の整備が計画され、このうち野球場、多目的競技場、テニスコート、運動広場については第 1 期整備事業として整備が進められることとなったが、残りの施設については、第 2 期事業として位置付けられ、平成 11 年当時にはこの第 2 期事業は財政上の課題から凍結、見直しが行われていた。
- ② 愛媛県では、松山市道後姫塚にあった旧武道館が築 30 年を経過したことや他府

県の施設と比べて手狭な事から建替えの検討を始めており、平成 11 年には「スポーツ振興計画検討委員会」を設置し、専門部会において新武道館の規模や移転先の協議を始めていた。

- ③ 松山市では、当初計画していたセンター棟の建設に替えて愛媛県武道館を誘致することを検討し、次に述べるとおり市議会に設けられた「松山中央公園建設特別委員会」の同意を経たうえで愛媛県に誘致を働きかけ、この結果松山中央公園内に武道館が県負担によって設置されることとなった。

2) 武道館の設置にあたり市議会での議論について

- ① 平成 11 年 10 月 22 日の松山中央公園建設特別委員会において、第 2 期事業として建設を予定していたセンター棟に替え、愛媛県が移転を打ち出していた武道館の中央公園内への建設を県に働きかけることについて了承された。この旨は平成 11 年 12 月 22 日の本会議で委員長から報告された。
- ② 平成 12 年 1 月 20 日の同特別委員会において、松山中央公園における武道館建設に伴う用地の使用について、一定の使用料を取るべきであるという意見や、土地を無償にしても県に来てもらうよう話を進めてもらいたいという意見、計画の見直しによる経費の節減額や効果についての質疑が述べられたうえで、武道館建設に伴う用地の無償使用について最終的に了承された。この旨は平成 12 年 3 月 16 日の本会議で委員長から報告された。
- ③ 平成 12 年 3 月定例会（3 月 8 日開催）では、武道館用地について買い上げや借地料の支払等県の負担を求める質問があり、これに対して武道館を誘致することにより考えられる運動公園としての利点や、センター棟建設費用約 90 億円が当初計画から比較して軽減されること等の説明が行われ、これに対する再質疑は行われなかった。
- ④ 平成 12 年 3 月 14 日の同特別委員会においては、武道館誘致に関する土地の取り扱いが議会の議決事項であるかどうか、また、武道館用地を県に無償使用させるための松山市の意思決定の手続について議論され、これに対し、今回の武道館は地方自治法に基づく行政財産の貸し付けの対象とはならず議会の議決事項ではないことや、都市公園法及び松山市都市公園条例に基づく公園施設の設置許可は市長が行うことができる等の説明がされた。この旨は平成 12 年 3 月 16 日の本会議で委員長から報告された。
- ⑤ 平成 13 年 3 月定例会（3 月 12 日開催）では、武道館誘致に伴うセンター棟の計画の変更についての質問があり、これに対して基本計画の見直しの経緯や、地元への説明の状況、武道館誘致を反映した今後の中央公園の整備の方向性について答弁が行われたが、再質疑は行われなかった。

3) 都市公園法第 2 条に規定されている「公園施設」における武道館の位置付けについて

同法第 2 条第 2 項第 5 号「野球場、陸上競技場、水泳プール、その他の運動施設で

政令で定めるもの」に該当し、同法施行令第5条第4項第1号で規定されている「野球場（専らプロ野球チームの用に供されるものを除く。）、陸上競技場、サッカー場（専らプロサッカーチームの用に供されるものを除く。）、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物」のうち「その他これらに類するもの」に該当すると考えられる。

4) 公園管理者以外の者に公園施設の設置を許可することができる法的根拠について

平成12年10月当時の設置許可の法的根拠である都市公園法第5条第1項は、「第2条の3の規定により都市公園を管理する者は、その管理に係る都市公園に設ける公園施設で自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるものに限り、公園管理者以外の者に当該公園施設を設け、又は管理させることができる。」と定めていた。よって、本件施設が、同項の「その管理に係る都市公園に設ける公園施設で自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの」に該当するか否かを検討すべきであるところ、当時の本市の財政状況等から見て、当初計画されていた2期事業について凍結・見直しが行われていた状況であり、「自ら設けることが困難であると認められるもの」の規定に該当していたと考えられる。なお、同法第5条は平成16年法律第109号による改正に伴い、公園管理者以外の者に設置を許可する公園施設の要件が緩和されたことにより、「当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの」が追加されたが、それ以降は、本件施設はこの要件にも該当するものとして設置許可を行ったと考えられる。

5) 使用料を免除できるのは、松山市都市公園条例第16条で「公益上その他必要と認める理由がある場合」とあるが、武道館の公益性について

武道館を誘致した場合のメリットとして、平成12年1月20日の松山中央公園建設特別委員会記録に、「1. 中央公園第2期事業の見直しの中でセンター棟に替え武道館の建設が可能となれば第2期事業として予定していたサブ球場やプールの早期整備が図られ、経費面でも大幅に節減ができる。2. 中央公園は運動公園として整備を進めているが武道館の建設が可能となれば運動公園としての施設が充実してグレードアップにも繋がる。3. 県・市がそれぞれ駐車場も建設することになるが、一つの敷地であるので相互利用が可能となり、有効活用にも繋がる。」との説明がなされている。

6) 使用料を免除して公園施設設置許可を行っている他市の状況について

今回の監査請求に際して、担当課が全中核市に対し、「市が公園管理者である都市公園内で、国・県に対して公の施設の公園施設設置許可を行い、当該施設の建設地が市有地である事例」の調査を行ったところ、回答のあった 30 市のうち 13 市において 20 件の事例があり、うち 19 件において使用料が免除されている状況が見受けられたとの報告があった。

(3) 武道館の利用状況や開催される大会等について（公益性の検証）

武道館の直近 5 年度分の利用状況

区 分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
利用人数	295,395 人	244,255 人	283,855 人	283,182 人	315,500 人
開催大会名 (平成 26 年 8 月の実績による。)	全国中学校ハンドボール大会 全国中学校柔道大会 全国高等学校専門学校体育大会 四国中学校総合体育大会（柔道・ハンドボール） 四国選抜少年少女空手道選手大会 愛媛県少年柔道練成大会 愛媛県合気道連盟少年少女練成大会 愛媛県杖道大会 愛顔のえひめ特別支援学校技能大会 愛媛県武道館バドミントン大会 松山市スポーツチャンバラ選手権大会 ※年間を通じて、松山市中学校総合体育大会等、各種大会が開催されているほか、団体利用がないときは、卓球やバドミントンなどの共同利用に開放されているなど、市民の利用も多い。				

(4) 公園施設設置許可及び使用料免除の手続き

1) 許可手続き

▼平成 12 年 10 月 4 日付 公園施設設置許可書

件 名：松山中央公園施設設置許可申請について（愛媛県武道館の設置）

期 間：平成 12 年 10 月 4 日～平成 17 年 3 月 31 日まで

面 積：26,485.18 m²

使 用 料：免除

添付文書：公園施設設置許可申請書（平成 12 年 10 月 4 日付）〔武道館（外構、駐車場を含む。）〕

公園使用料減免申請書（平成 12 年 10 月 4 日付）〔武道館（外構、駐車場を含む。）〕

▼平成 15 年 10 月 1 日付 公園施設設置許可書・公園施設管理許可書

件 名：松山中央公園施設管理及び設置許可申請について

期 間：平成 15 年 10 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日

面 積：7,493.32 m²

使 用 料：免除

添付文書：公園施設設置許可申請書（平成 15 年 9 月 29 日付）〔ウッドデッキ、歩道、樹木、照明灯、ベンチ、芝生、散水栓、雨水管、電気管、水道管〕

公園施設管理許可申請書（平成 15 年 9 月 29 日付）〔水道管〕

公園使用料減免申請書（平成 15 年 10 月 1 日付）〔愛媛県武道館の外構及び上水道、電気等の引き込みのため〕

▼平成 17 年 3 月 28 日付 公園施設設置許可書・公園施設管理許可書

件名：愛媛県武道館設置許可申請書（継続）及び公園施設管理許可申請（水道管・継続）について

期間：平成 17 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日

面積：33,978.50 m²

使用料：免除

添付書類：公園施設設置許可申請書（平成 17 年 3 月 11 日付）〔武道館他〕

公園施設管理許可申請書（平成 17 年 3 月 11 日付）〔水道管〕

公園使用料減免申請書（平成 17 年 3 月 11 日付）〔武道館他、水道管〕

▼平成 20 年 10 月 20 日付 公園施設設置許可書（追加）

件名：公園施設設置許可申請書（追加）について（愛媛県武道館）

期間：平成 20 年 11 月 10 日～平成 22 年 3 月 31 日

使用料：免除

添付文書：公園施設設置許可申請書（追加）（平成 20 年 10 月 14 日付）〔ベンチ 12 基〕

公園使用料減免申請書（平成 20 年 10 月 14 日付）

▼平成 22 年 3 月 18 日付 公園施設設置許可書・公園施設管理許可書

件名：愛媛県武道館設置許可申請書（継続）及び公園施設管理許可申請（水道管・継続）について

期間：平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

面積：33,978.50 m²

使用料：免除

添付文書：公園施設設置許可申請書（平成 22 年 3 月 5 日付）〔武道館他〕

公園施設管理許可申請書（平成 22 年 3 月 5 日付）〔水道管〕

公園使用料減免申請書（平成 22 年 3 月 5 日付）〔武道館他、水道管〕

2) 武道館等敷地について

武道館等敷地として利用されている、松山市市坪西町 551 番外（面積 33,978.50 m²）の土地については、松山市の所有であり松山中央公園の区域内であることを確認した。（平成 15 年度松山中央公園測量業務委託成果品の松山中央公園管理別一覧図による。）

2 判 断

本件請求について、次のように判断する。

- (1) 松山市都市公園条例第 16 条の規定は、請求人の主張するように坊っちゃんスタジアムやテニスコートなど有料公園施設の使用料免除のみに関する規定か。

同条例第 14 条には、法第 5 条の許可にかかる使用料、同法第 6 条の許可にかかる使用料、有料公園施設を使用するものの使用料及び都市公園の器具使用料についての規定がおかれ、同条例第 15 条に使用料の還付についての規定が、そして、同条例第 16 条に使用料の減免について規定がおかれている。

請求人は、この減免規定は坊っちゃんスタジアムやテニスコート等の使用料についての規定であると主張しているが、坊っちゃんスタジアムやテニスコート等の使用料については、同条例第 14 条第 3 項において、「有料公園施設を利用しようとする者の使用料については、別に条例で定める。」と規定されており、それに基づき使用料については、松山中央公園体育施設条例第 5 条及び別表に定められているほか、使用料の減免についても同条例第 6 条で規定されている。

以上のことから松山市都市公園条例第 16 条の規定は同条例第 14 条に規定された使用料全般についての規定であり、請求人の主張する坊っちゃんスタジアムやテニスコート等の使用料のみに関する規定ではないと考えられる。

- (2) 愛媛県に対し武道館設置を許可し、使用料を免除することは公益性など合理的な理由は認められるか。

武道館を誘致した場合のメリットとして、平成 12 年 1 月 20 日の松山中央公園建設特別委員会記録に「1. 中央公園第 2 期事業の見直しの中でセンター棟に替え武道館の建設が可能となれば第 2 期事業として予定していたサブ球場やプールの早期整備が図られ、経費面でも大幅に節減ができる。2. 中央公園は運動公園として整備を進めているが、武道館の建設が可能となれば運動公園としての施設が充実してグレードアップにも繋がる。3. 県・市がそれぞれ駐車場も建設することになるが、一つの敷地であるので相互利用が可能となり、有効活用にも繋がる。」との説明がある。当時においては、これらの理由から公益性があると判断したものである。

近年の利用状況を見ても、愛媛県武道館は松山市民を含め誰でも気軽に利用できる体育施設であり、また、大きなイベント等を誘致することも可能な施設であることから、スポーツ活動の推進はもとより、交流人口の増加や地域への経済効果についても寄与する等の公益性がある施設である。

また、担当課の行った中核市の状況調査において、回答市の半数近くで、県等の施設の設置許可を行っている事例があり、そのほとんどで使用料を免除している状況が見受けられたことから、市と県等が連携して住民の利用に供する施設を整備することは、特殊な事例ではなく、むしろ住民にとっても望まし

い施策であると広く考えられているものと思われる。

以上のことから愛媛県に対し松山中央公園内の松山市所有の土地に武道館設置を許可し、使用料を免除することには公益性が認められ、合理的な理由があると考えられる。

- (3) 公園施設設置許可及び使用料免除の手続きは、法令の規定に基づき適正に行われているか。

平成 12 年以降平成 22 年まで公園施設設置許可及び使用料免除の手続きは、法令に基づき適正に行われている。

(1) ～ (3) において検証したとおり、本件は、都市公園法第 5 条に基づく公園施設の設置許可申請者の申請を受けて、松山市都市公園条例第 16 条に基づき公益上の観点から市長が使用料の免除手続きを適正に行っており、利用状況などからも、この判断は妥当であると考えられることから、本件使用料免除による公園施設設置許可に違法性はない。

3 結 論

以上のことから、本件使用料免除による公園施設設置許可に違法性は無く、請求人の主張に理由はないものと判断する。(棄却)